

岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（概要版）

【国の動き・背景】	【県の計画】																		
<p>○ 策定の趣旨：</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年5月に国が「みどりの食料システム戦略」を策定し、同戦略の実現を目指す法制度として、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）が令和4年に制定・施行。 国では、みどりの食料システム法第15条に基づき、「環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針」（令和4年9月公表）を定め、県は、市町村と共同し、みどりの食料システム法第16条第1項及びこの方針に基づき基本計画を定めることとされた。 <p>○ 基本計画で定める事項（みどりの食料システム法第16条第2項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 環境負荷低減事業活動の促進による環境負荷の低減に関する目標 （例：土づくりや化学肥料及び化学農薬の削減に取り組む農業者数、有機農業の取組面積等） 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容に関する事項 <ol style="list-style-type: none"> 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動（例：堆肥施用、局所施肥技術、IPM、有機農業等） 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動（例：ヒートポンプ等省エネ設備導入や水田の長期中干し等） 別途農水大臣が定める事業活動（例：水耕栽培の化学肥料・化学農薬低減、プラスチック資材の流出抑制、バイオ炭等による炭素貯留等） 特定区域（定める場合は、区域及び事業活動の内容） 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項（例：先端的な技術に関する研究開発、新品種の育成、環境負荷の低減に資する資材の生産及び販売等） 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項 （例：有機農産物などの学校給食を通じた地産地消や、食育など消費者の理解の促進等） 前各号に掲げるもののほか、環境負荷低減事業活動の促進に関する事項 （例：モデル的な取組の創出、特定区域の設定への努力等） 	<p>1 策定の趣旨</p>	同左																	
	<p>2 基本計画の位置づけ等</p>	<ul style="list-style-type: none"> みどりの食料システム法第16条第1項の規定に基づく計画 「有機農業の推進に関する法律」（平成18年法律第112号）第7条の規定に基づく都道府県の推進計画 「“ひと”と“環境”に優しい いわたの農業生産推進方針」（令和3年3月策定）及び「岩手県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」（平成12年3月策定）は、この計画に統合 本県の既存計画に基づく各種施策や、各市町村の農林水産業や地球温暖化に関連する計画との整合性を考慮しながら、計画を推進 																	
	<p>3 計画期間</p>	令和5年度から 令和8年度 まで																	
	<p>4 環境負荷の低減に関する目標</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>目標指標</th> <th>基準（令和3年度）</th> <th>目標（令和8年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認定農林漁業者数^{※1}（人・組織）</td> <td>0</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>有機農業に取り組む農家数^{※2}（戸・組織）</td> <td>79</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>国際水準GAP取組産地割合（%）</td> <td>0</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>有機農業の取組面積^{※3}</td> <td>295^{※4}</td> <td>450</td> </tr> </tbody> </table>	目標指標	基準（令和3年度）	目標（令和8年度）	認定農林漁業者数 ^{※1} （人・組織）	0	6,000	有機農業に取り組む農家数 ^{※2} （戸・組織）	79	100	国際水準GAP取組産地割合（%）	0	40	有機農業の取組面積 ^{※3}	295 ^{※4}	450		<p>※1 みどりの食料システム法第19条の規定により認定された、環境負荷低減事業活動実施計画に基づき取り組む農林漁業者（団体である場合は、構成する農林漁業者を含む。）</p> <p>※2 環境保全型農業直接支払交付金により有機農業に取り組む農家</p> <p>※3 有機農業の取組面積等実態調査（有機JAS認定面積、環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の取組面積、市町村及び県が把握している有機農業推進法で定義されている有機農業の取組面積）</p> <p>※4 令和4年度実績値</p>
	目標指標	基準（令和3年度）	目標（令和8年度）																
	認定農林漁業者数 ^{※1} （人・組織）	0	6,000																
	有機農業に取り組む農家数 ^{※2} （戸・組織）	79	100																
	国際水準GAP取組産地割合（%）	0	40																
	有機農業の取組面積 ^{※3}	295 ^{※4}	450																
	<p>5 環境負荷低減事業活動の取組内容に関する事項</p>	<p>(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>ア 堆肥の活用等による土づくりと効率的な施肥管理の推進 （堆肥施用、土壌診断に基づく適正施肥、可変施肥技術導入等）</p> <p>イ 効率的な病虫害防除と雑草管理の推進 （予防、判断、防除の組合せによる総合防除の推進等）</p> <p>ウ 有機農業の推進 （有機農産物等アドバイザー派遣、技術交流会開催等）</p>	<p>(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p> <p>ア 化石燃料の使用量削減 （施設園芸への木質バイオマスボイラーやヒートポンプの導入等）</p> <p>イ 温室効果ガスの排出量の削減に資する生産管理技術の導入 （水田の秋耕・長期中干、放牧等）</p> <p>ウ 再生可能エネルギーの導入促進 （木質バイオマスや家畜排せつ物利用等）</p> <p>(3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動 （プラスチック被覆肥料の被膜殻の流出抑制、生分解マルチ等）</p>																
<p><特定区域（該当無し）></p>	現時点では候補無し																		
<p>6 環境負荷低減事業活動の実施に当たって活用されることが期待される基盤確立事業の内容に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 新品種の育成・普及（少肥適応性品種（品目：水稻）や病害抵抗性品種（品目：水稻、りんご等）の育成） 良質な堆肥生産の推進と広域的な流通の円滑化（供給可能な堆肥の情報発信、堆肥のペレット化等） スマート農林水産業の推進（スマート農業技術の開発・普及、デジタル技術の活用によるスマート林業の推進等） 																		
<p>7 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の流通及び消費の促進に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 環境負荷低減事業活動により生産された農林水産物の販路拡大（学校給食への食材供給、生産者と消費者・実需者とのコミュニケーション・交流等） 環境負荷低減事業活動への理解促進（関係機関・団体と連携したセミナーの開催等） 																		
<p>8 その他環境負荷低減事業活動の促進に関する事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> GAPによる持続可能な農業生産の取組推進 <ol style="list-style-type: none"> 国際水準GAPの理解促進（研修会開催、指導員育成等） 国際水準GAPの取組推進（関係機関と連携した面的取組の推進、第三者認証取得志向者に対するサポート等） 																		
<p>別紙 みどりの食料システム実現に資する農業生産方式</p>																			